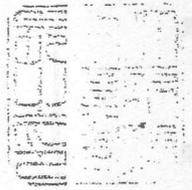


あや 67

12/8 JEC-2



電気需給契約書

(環境セーフ)

京都府門真市(以下、「甲」という。)は、京都府(以下、「乙」という。)は、平成22年4月1日現在有効な京都府電力供給条例(以下、「供給条例」という。)に基づき、電気の供給について以下のとおり契約する。

第1条(契約の目的)
本契約は、甲が年間において使用する電力量の平均値を算出するに必要とする電力量の算出の公平な運用に資することを目的とする。

第2条(用語の定義)
本契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約電力量
甲が年に使用する契約電力量に12を乗じて算出する。

(2) 契約平均電力量
契約電力量期間中において甲が使用する予定される電力量の合計をいう。

(3) 平均契約電力量
契約電力量期間中において、算出上必要とする使用電力量の合計をいい、契約平均電力量に0.8を乗じて算出する。

(4) 平均使用電力量
契約電力量期間中において甲が使用する使用電力量の合計をいう。

(5) 力率
その1月のうち毎月最初の15日までを期間とする平均力率(契約平均電力量)なる場合、その平均力率は100パーセントとする。この場合、平均力率は、供給条例第5条(平均力率の算定)に基づき算出される。

第3条(その他)
本契約書に定めのない用語については、供給条例によるものとする。
なお、本契約書のも含意の範囲による場合、供給条例本文において「電気業」とあるのは、「電気業および電気供給業」と、また、「全国供給会社」とあるのは、「全国供給会社および電気供給業」と読み替える。

II 供給内容

第4条(供給場所)
本契約に基づき電気を供給する場所は、京都府門真市津田町1-9番地(門真市津田センター)とする。

門 真 市

第5条(供給電圧)
供給電圧は、供給に定める標準電圧における甲の境内に、且上に甲が施設した専用線の電圧相数地点とする。

関西電力株式会社

第6条(供給電力量・電圧)
供給電力量は、文第4条を基とし、相数及び、標準相数60ヘルツとする。

電 気 需 給 契 約 書

需要者門真市（以下、「甲」という。）と供給者関西電力株式会社（以下、「乙」という。）は、平成22年4月1日実施の特定規模需要供給条件（以下、「供給条件」という。）に基づき、電気の需給について以下のとおり契約する。

I 総 則

第1条（契約の目的）

本契約は、甲が年間において使用する電力量を予め定め、これを乙に対し約すことで、乙の所有する電力供給設備の効率的な運用に資することを目的とする。

第2条（定義規定）

本契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 延契約電力
第7条に定める契約電力に12を乗じて得た値とする。
- (2) 契約年間電力量
契約使用期間中において甲が使用すると予定される電力量の合計をいう。
- (3) 最低保証電力量
契約使用期間中において契約上必要とする使用電力量の合計をいい、契約年間電力量に0.9を乗じて得た値とする。
なお、最低保証電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (4) 年間使用電力量
契約使用期間中において甲が使用する使用電力量の合計をいう。
- (5) 力率
その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合、その瞬間力率は100パーセントとする。）とする。この場合、平均力率は、供給条件別表5（平均力率の算定）によって算定された値とする。

第3条（その他）

本契約書に定めのない用語については、供給条件によるものとする。

なお、本契約書の各条項の規定による場合、供給条件全文において「料金表」とあるのは、「料金表および電気需給契約書」と、また、「主契約料金表」とあるのは、「主契約料金表および電気需給契約書」と読み替える。

II 需 給 内 容

第4条（需要場所）

甲が本契約に基づき電気を使用する場所は、大阪府門真市深田町19番5号（門真市環境センター）とする。

第5条（需給地点）

需給地点は、前条に定める需要場所における甲の構内第1柱上に甲が施設した開閉器の電源側接続点とする。

第6条（供給電気方式・周波数）

供給電気方式は、交流3相3線式とし、周波数は、標準周波数60ヘルツとする。

第7条 (契約種別・供給電圧・契約電力)

甲が本契約に基づき使用する電気の契約種別等は、次に定めるところによる。

なお、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、甲乙両者の協議によって定めるものとする。

契約種別	供給電圧	契約電力
大口契約B	標準電圧6,000ボルト	1,490キロワット

第8条 (契約年間電力量)

契約年間電力量は、9,300,250キロワット時とする。

第9条 (最低保証電力量)

最低保証電力量は、8,370,225キロワット時とする。

第10条 (需給契約成立日)

需給契約成立日は、平成23年3月31日とする。

第11条 (需給開始日)

本契約に基づき電気の需給を開始する日は、平成23年4月1日とする。

第12条 (料金適用開始の日)

料金適用開始の日は、前条に定める需給開始日に同じとする。

第13条 (契約使用期間)

契約使用期間は、前条に定める料金適用開始の日から平成24年3月31日までの間とする。

第14条 (検針日)

検針日は、実際に検針を行った日にかかわらず、毎月1日とする。

第15条 (アンシラリーサービス料金対象容量)

アンシラリーサービス料金対象容量は、0キロワットとする。

第16条 (記録の提出)

乙が電気需給に関する記録の提出を求めた場合、甲はすみやかにその記録を乙に提出するものとする。

Ⅲ 料 金

第17条 (料金)

第7条に定める契約種別 (以下、「大口契約B」という。)の料金等については、次条から第23条までの定めによるものとする。

なお、次条から第23条までに定めのない大口契約Bの料金等にかかわる事項については、供給条件によるものとする。

第18条 (早收料金)

大口契約Bの早收料金 (以下、「早收料金」という。)は、第19条および第20条の合計とする。

第19条 (基本料金)

基本料金は、1月につき、次の基本料金率に第7条に定める契約電力を乗じて得た金額とする。

	1キロワットにつき
基本料金率	1,630円13銭

- 2 その1月においてまったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とする。
- 3 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しするものとする。

第20条 (電力量料金)

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定するものとし、夏季に使用された電力量およびその他季に使用された電力量に、各々該当する次の電力量料金率を乗じて得た金額の合計とする。

なお、供給条件別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が31,500円を下回る場合は、供給条件別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、供給条件別表1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が31,500円を上回る場合は、供給条件別表1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとする。

	1キロワット時につき	
	夏季	その他季
電力量料金率	10円19銭	9円32銭

第21条 (電力量未達料金)

契約使用期間の最終月において、年間使用電力量が第9条に定める最低保証電力量を下回った場合 (第24条の定めにより本契約が消滅する場合を除くものとする。)、甲は、次のとおり算定して得た電力量未達料金を乙に支払うものとする。この場合、支払義務発生日は、契約使用期間の最終月の料金の支払義務発生日に同じとする。

$$\text{電力量未達料金} = (\text{最低保証電力量} - \text{年間使用電力量}) \times 4\text{円}13\text{銭/キロワット時}$$

第22条 (違約金)

第24条の定めにより契約使用期間満了に先だつて本契約が消滅する場合で、次の各号に該当するときには、甲は、各々定める違約金を乙に支払うものとする。この場合、支払義務発生日は、本契約の消滅日に同じとする。

- (1) 第24条第2号の定めにより契約年間電力量を減少し、本契約を解消する場合で、かつ、解消後においても甲が継続して大口契約Bの適用を受ける契約 (以下、「新たな契約」という。) を乙と締結するとき

イ 違約金

$$\text{違約金} = \left[\begin{aligned} & \text{延契約電力} \times \frac{\text{料金適用開始の日から本契約の消滅日の前日までの日数}}{\text{料金適用開始の日から契約使用期間満了の日までの日数}} \\ & \times (1,811\text{円}25\text{銭/キロワット} - \text{第19条第1項に定める基本料金率}) \times 0.85 \\ & + \text{料金適用開始の日から本契約の消滅日までの夏季の使用電力量の合計} \\ & \times (10\text{円}74\text{銭/キロワット時} - \text{第20条に定める夏季の電力量料金率}) \\ & + \text{料金適用開始の日から本契約の消滅日までのその他季の使用電力量の合計} \\ & \times (9\text{円}84\text{銭/キロワット時} - \text{第20条に定めるその他季の電力量料金率}) \end{aligned} \right] \times \left[1 - \frac{\text{ロの年間修正電力量}}{\text{契約年間電力量}} \right]$$

なお、上式において算定の結果が負となる場合は、零とする。

ロ 年間修正電力量

契約使用期間における年間修正電力量は、第8条に定める契約年間電力量および新たな契約において定める契約年間電力量を用いて、次のとおり算定して得た値とする。

$$\text{年間修正電力量} = \left[\begin{aligned} & \text{第8条に定める契約年間電力量} \\ & \times \frac{\text{料金適用開始の日から本契約の消滅日の前日までの日数}}{\text{契約年間電力量}} \\ & + \text{新たな契約において定める契約年間電力量} \\ & \times \frac{\text{本契約の消滅日から契約使用期間満了の日までの日数}}{\text{契約年間電力量}} \end{aligned} \right] \div \frac{\text{料金適用開始の日から契約使用期間満了の日までの日数}}{\text{契約年間電力量}}$$

なお、年間修正電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 第24条第1号または第3号から第5号までの定めにより本契約を解消する場合で、かつ、新たな契約を乙と締結しないとき

$$\begin{aligned} \text{違約金} = & \text{延契約電力} \times \frac{\text{料金適用開始の日から本契約の消滅日の前日までの日数}}{\text{料金適用開始の日から契約使用期間満了の日までの日数}} \\ & \times (1,811\text{円}25\text{銭}/\text{キロワット} - \text{第19条第1項に定める基本料金率}) \times 0.85 \\ & + \text{料金適用開始の日から本契約の消滅日までの夏季の使用電力量の合計} \\ & \times (10\text{円}74\text{銭}/\text{キロワット時} - \text{第20条に定める夏季の電力量料金率}) \\ & + \text{料金適用開始の日から本契約の消滅日までのその他季の使用電力量の合計} \\ & \times (9\text{円}84\text{銭}/\text{キロワット時} - \text{第20条に定めるその他季の電力量料金率}) \end{aligned}$$

なお、上式において算定の結果が負となる場合は、零とする。

第23条（需給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金の精算にかかる取扱い）

前条に定める違約金に併せて、供給条件47（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）（1）により需給契約の消滅または契約電力の減少に伴う料金の精算を行う場合、同条項に規定する臨時的使用にかかる期間における早収料金のうち本契約の契約使用期間に該当する早収料金には、前条によって算定した違約金を加えるものとする。

IV そ の 他

第24条（契約の解消）

次の各号に該当する場合は、乙は、契約使用期間中であっても本契約を解消することができるものとする。

- (1) 甲が契約使用期間中において第7条に定める契約電力の増加または減少を希望し、これを乙が承諾する場合
- (2) 契約使用期間中において、甲の使用する電力量が当初の予定を上回ることまたは下回ることが明らかとなり、甲が第8条に定める契約年間電力量の変更を希望し、これを乙が承諾する場合
- (3) 乙が適正契約への改善を求めたにもかかわらず、甲が適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じない場合
- (4) 供給条件48（解約）により、乙が本契約を解約する場合
- (5) 甲が本契約の廃止を希望する場合

第25条（守秘義務）

甲または乙は、相手方の文書等による承諾を得た場合を除き、本契約締結の事実および本契約に関する事項について第三者に開示してはならない。

なお、本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

第26条（その他の事項）

本契約書に定めのない事項については、供給条件によるものとする。

- 2 本契約書および供給条件に定めのない事項については、甲乙両者の協議をもって決定するものとする。
- 3 甲乙両者間で締結した平成22年3月29日付電気需給契約書は、平成23年4月1日以降その効力を失うものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各々その1通を保有する。

平成23年3月31日

甲（需要者） 大阪府門真市中町1番1号
大阪府門真市長 園部一成

乙（供給者） 大阪府守口市八雲東町1丁目9番15号
関西電力株式会社 守口営業所
所長 浦 洋祐